

職業安定分科会(第 200 回)	資料1-1
令和5年 12 月 13 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

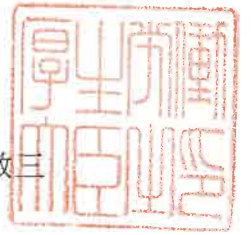
厚生労働省発職 1211 第 1 号

令和 5 年 12 月 11 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 高年齢雇用継続給付の改正

1 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の額について、各支給対象月に支払われた賃金の額（以下「賃金の額」という。）が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額（以下「みなし賃金月額」という。）の百分の六十四に相当する額以上であるときに、賃金の額に乘じるものとして、みなし賃金月額に対する当該賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率は、(一)の額から(二)及び(三)の額の合計額を減じた額を(二)の額で除して得た率とすること。

(一) みなし賃金月額に百分の七十五を乗じて得た額

(二) 賃金の額

(三) みなし賃金月額に千分の四十六を乗じて得た額にイの額をロの額で除して得た率を乗じて得

た額

イ (一)の額から賃金の額を減じた額

ロ みなし賃金月額に百分の十一を乗じて得た額

2 様式第三十三号の三(第二面)及び様式第三十三号の三の二(第二面)について、所要の改正を行うこと。

二 教育訓練給付関係の様式の改正

様式第三十三号の二(第二面)、様式第三十三号の二の二(第二面)、様式第三十三号の二の四(第二面)及び様式第三十三号の二の五(第二面)について、所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、第一の二については、公布の日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。